ACSES ニュースレター_２３２２号（2022 年 5 月 27 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「階段下の段ボールが燃えている」室蘭工業大学の男子寮で火事　学生 100 人以上が避難　北海道室蘭市〈放送報道〉／明徳寮における火災の発生について〈室蘭工業大学〉
◇「令和３年中の危険物に係る事故の概要」の公表〈総務省消防庁〉
◇「令和３年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表〈総務省消防庁〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・岐阜協立大の野球部員、倒れ死亡　ランニング中に、救急車呼ばず〈Web 報道〉／学長「認識は間違っていた」野球部員が練習中に倒れ翌日死亡 救急車は呼ばずに 30 分後に搬送　岐阜／コーチの指示でランニング中意識失う…大学の硬式野球部員が死亡 救急車呼ばず病院まで「1 時間程」の証言も〈放送報道〉
・女子高校生が自転車で壁に衝突 意識不明の重体　自転車部の路上練習中　熊本・玉名市〈放送報道〉
・電動アシスト自転車の事故多発 半数以上で重傷者〈放送報道〉
・パナソニックＨＤ子会社 エアコンなど設置工事法令違反で中止〈放送報道〉
・月桂冠、最大３万件の個人情報流出か 不正アクセス被害〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・水道に異物混入、水質異常なく給水再開へ 京都・井手の支援学校、異物は砂や鉄さび〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿被害救済 一部遺族に個別通知なし 国、委託業者確保できず〈新聞報道〉
・遺族補償の支給認めず、山口地裁　三菱下関造船じん肺巡り〈Web 報道〉
・配置換えもできない…パワハラ防止義務化で模索する中小〈新聞報道〉
[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症
［状況］
◇省庁発表
［対策・予防］
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスク
[3] その他の感染症
◇地方に波及する梅毒パンデミック 年内に 1 万人感染の可能性も〈Web 報道〉
◇感染症「サル痘」
◇高病原性鳥インフルエンザ
[4] 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省令第 47 号）〈官報〉
[5] 医薬品等
◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 186 号）〈官報〉
[6] 環境安全関係
◇（仮称）動鳴山風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポートに対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件

扉（トベラ）

[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　８件
[9] 海外の化学物質管理情報
〇欧州：10 件　　〇米国：７件　　〇カナダ：１件　　〇ウクライナ：１件　　〇台湾：１件
〇オーストラリア：１件
[10] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件
[付録]
◇「やる気のある社員」から会社を辞める当然の事情<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「階段下の段ボールが燃えている」室蘭工業大学の男子寮で火事　学生 100 人以上が避難　北海道室蘭市
＜HBC 北海道放送　2022 年 5 月 24 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/20d461f2087fce80dd889d19946f27eeedd8b730

24 日午後、北海道室蘭市の室蘭工業大学の学生寮で火事があり、100 人以上の学生が避難しました。
火事があったのは室蘭市水元町の室蘭工業大学の男子学生寮「明徳寮（めいとくりょう)」です。
24 日午後３時半ごろ、寮の職員から「階段下の段ボールが燃えている」と消防に通報がありました。
消防車 10 台が駆け付け、火はおよそ 30 分後に消し止められました。
警察によりますと、当時、寮には 100～200 人の学生がいましたが、全員グラウンドに避難して無事だったということです。
焼けたのは屋外の非常階段の下付近で、段ボールなどの不用品が置いてあったということです。
警察と消防は火の出た原因について調べています。

・明徳寮における火災の発生について
＜室蘭工業大学　2022 年 5 月 24 日＞　https://muroran-it.ac.jp/guidance/info/post-39837/
本日、15 時～15 時 25 分頃（通報 15 時 29 分）に、本学明徳寮 A 棟で火災が発生しました。
火災は、建物裏の外階段 1 階付近で発生し、15 時 58 分、消防署による消火活動により鎮火いたしました。
当時、明徳寮には 100 名前後の学生がおりましたが、全員が避難し、けが人はありません。
発生原因については、消防署等において調査中です。
関係の皆様と近隣の住民の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。
大学といたしましては、原因の調査結果を踏まえ、消防等関係機関のご指導も仰ぎつつ、
再発防止、安全管理の徹底に万全を期す所存です。

室蘭工業大学

◇「令和３年中の危険物に係る事故の概要」の公表
＜総務省消防庁　2022年5月26日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/95af717506fe8b5a6b79f4800adf6589ab44dfa4.pdf
令和３年中（１月～12月）の危険物施設における事故の発生状況について、とりまとめましたので、その概要を

公表します。

１　火災及び流出事故の発生状況

・火災事故は224件（前年比37件増）発生しており、このうち一般取扱所が134件（前年比12件増）、製造所が44件（前年比17件増）、給油取扱所が35件（前年比５件増）発生しています。被害は死者数が０人（前年比２人減）、負傷者数が36人（前年比３人増）となっています。

・流出事故は422件（前年比47件増）発生しており、このうち一般取扱所が99件（前年比８件増）、給油取扱所が75件（前年比13件増）、屋外タンク貯蔵所が72件（前年比１件増）発生しています。被害は死者数が１人（前年比１人増）、負傷者数が28人（前年比５人増）となっています。

２　火災及び流出事故の発生原因

・火災事故の発生原因は施設の維持管理不十分などの人的要因が120件（53.6%）で最も多く、次いで、物的要因が61件（27.2%）となっています。

・流出事故の発生原因は配管等の腐食疲労等劣化などの物的要因が 232 件（55.0%）で最も多く、次いで、人的要因が 149 件（35.3%）となっています。

◇「令和３年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表

＜総務省消防庁　2022年5月26日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/454b64419c90e3ceddc24189a42ef1ff45727a40.pdf

消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の概要を取りまとめています。今般、令和３年中の事故概要を取りまとめたので公表します。

１　事故の発生状況及び被害状況

令和３年中の事故件数は302件（前年比35件増）で、地震によらない一般事故が293件（前年比26件増）、地震による事故が９件（前年比９件増）でした。一般事故の件数は、平成元年以降２番目に多い発生件数となり、依然として高い数値となっています。

一般事故種別の件数（割合）を見ると、漏えい事故179件（61.1％）、火災事故106件（36.2％）、爆発事故３件（1.0％）、その他が５件（1.7％）でした。事故種別の中で最多となった漏えい事故は、平成19年に火災事故の件数を逆転して以降、他の事故種別を上回り増加傾向にあります。

また、一般事故による死者は１人（前年同数）、負傷者は37人（前年比12人増）でした。なお、地震による事故の死傷者は発生していません。損害額につきましては4.0億円（前年比3.4億円減）であり、例年と比較して低い水準となっています。

２　一般事故の発生原因

一般事故の発生原因は配管等の腐食疲労等劣化などの物的要因が174件（59％）で最も多く、次いで、操作確認不十分などの人的要因が101件（34％）となっています。

◇*その他の事故、事件*

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028839/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220526_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：87 件

うち重大事故等として通知された事案：21 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028838/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220526_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):5件

(2)事故情報(食中毒情報)：3件

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)：53件
(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)：5件

・岐阜協立大の野球部員、倒れ死亡　ランニング中に、救急車呼ばず

＜共同通信　2022 年 5 月 26 日＞　https://nordot.app/902391773653778432?c=39546741839462401

岐阜協立大（岐阜県大垣市）は 26 日、硬式野球部の 4 年生男子部員（22）が 14 日に、ランニング中に倒れ、翌日に死亡したと発表した。当時、監督らは救急車を呼ばず、倒れてから約 30 分経過後、部の車で病院に運んでいた。部員は搬送後にコロナ陽性が判明。死因は「公表する立場にない」としている。

大学によると、14 日午前 11 時ごろ、部員は約 1 時間走ったところで倒れた。グラウンドで数十人が練習に参加。通常のランニングは 20～30 分で、この日はやや長かったという。

監督は救急車を呼ばなかった理由を「熱中症だと思った。部の車で運んだ方が早いと判断した」と説明しているという。

・学長「認識は間違っていた」　野球部員が練習中に倒れ翌日死亡 救急車は呼ばずに 30 分後に搬送　岐阜

＜メーテレ/名古屋テレビ　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.nagoyatv.com/news/?id=013157

岐阜県大垣市の岐阜協立大学で、硬式野球部の男子部員が練習中に意識を失い、翌日に死亡したことがわかりました。救急車の要請はなく、大学側は対応に問題がなかったか調べています。

「硬式野球部がコーチの指示のもと、グラウンドでランニングをしていました。1 時間ほど走った後、4 年生の男子部員が 1 塁ベースで倒れたということです。」（記者）　今月 14 日の午前中、大学のグラウンド内で硬式野球部員が 30 人から 40 人で、練習の冒頭にランニングをしていました。マスクは外していました。 岐阜協立大学によると、倒れたのは 4 年生の男子部員(22)で熱中症のような症状がみられ、意識を失ったといいます。 「熱中症の心配があり、病院へ搬送した。症状が重くなり、翌日にお亡くなりになった」（岐阜協立大学 竹内治彦学長）

学長「ランニングの時間はやや長いなという認識をもっております」

ランニングの時間について学長は… 「私、昔野球部の部長をしておりまして、練習にも顔を出していたんですけれども、その当時と比べて、やや長いなという認識をもっております」(岐阜協立大学 竹内治彦学長)　14 日の午前 11 時の大垣市内の気温は 21．2 度でした。 大学によると、男子部員が倒れた際、監督らは救急車を呼ばず、30 分以上経ってから車で大垣市内の病院に運びました。「この認識については間違っていたと私は考えている。他の部でも熱中症で倒れることはある。どの場合もこれまで救急車で搬送しています。」(岐阜協立大学 竹内治彦学長)　男子部員は発熱もあり、病院の検査で新型コロナへの感染が判明。翌日、死亡しましたが、詳しい死因は公表されていません。 監督とコーチは現在自宅待機中だということです。大学側は、男子生徒が倒れた際の詳しい状況を第三者委員会を設置して解明し、対応に問題がなかったか調査する方針です。　(5 月 26 日 15:40～放送 メ～テレ『アップ！』より)

・コーチの指示でランニング中意識失う…大学の硬式野球部員が死亡 救急車呼ばず病院まで「1 時間程」の証言も

＜東海テレビ　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.tokai-tv.com/tokainews/article_20220526_18804

岐阜県大垣市の岐阜協立大学の硬式野球部で、5 月 14 日、コーチの指示でランニングをしていた 22 歳の男子部員が意識を失い、翌日に死亡していたことがわかりました。

岐阜協立大学によりますと、5 月 14 日午前、硬式野球部のコーチが部員らにランニングを命じ、1 時間近く走ったところで 4 年生の男子部員(22)が倒れ意識を失いました。

しかし大学側は救急車を呼ばず、車で病院に運びましたが、男子部員は翌日に死亡しました。

男子部員が倒れてから病院に到着するまで 1 時間ほどかかったという証言もあり、救急車を呼ばなかったことについて竹内治彦学長は「間違っていたと判断している」と話しました。

また男子部員は病院に運ばれた際に発熱していて、検査で新型コロナの感染が判明していました。

大学は第三者委員会を設置し、対応に問題がなかったか調査するとしています。

・女子高校生が自転車で壁に衝突 意識不明の重体　自転車部の路上練習中　熊本・玉名市
部活動中の事故
＜TBS NEWS　2022 年 5 月 26 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/rkk/54750?display=1
5 月 25 日 夕方、熊本県玉名市で自転車部の練習中に女子高校生が壁に衝突し意識不明の重体となっています。
25 日午後 5 時ごろ、熊本県玉名市の路上で、自転車に乗った女子高校生（15）が壁に衝突しました。女子生徒は頭などを強く打ち、意識不明の重体となっています。
高校によりますと、女子生徒は部員 13 人が参加する路上での練習中で一番後ろを走っていたということです。

・電動アシスト自転車の事故多発 半数以上で重傷者
＜テレ朝 news　2022 年 5 月 26 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000256000.html
コロナ禍などで人気が高まった電動アシスト自転車の事故が多発していることから、正しい乗り方をするよう注意が呼び掛けられました。 NITE＝製品評価技術基盤機構によりますと、電動アシスト自転車の事故は去年までの 5 年間で 366 件発生し、その半数以上で重傷者が出ています。 取り付けに不備があったバッテリーが足に落下して指にけがをしたり、坂道でアシストが思うように利かず転倒し、胸を負傷したりしたケースがありました。NITE は乗る前に点検し、電動アシストに慣れるまでは人が多い道などで乗らないよう注意を呼び掛けています。また、子どもを乗せて利用することも多いため、乗り降りには必ず保護者が抱くようにし、また、子どもを乗せたまま離れないなど注意が必要です。

・パナソニックＨＤ子会社 エアコンなど設置工事法令違反で中止
＜NHK　2022 年 5 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20220526/2000061607.html
パナソニックホールディングスの子会社は、エアコンやテレビアンテナなどの設置工事で法令違反があったことを明らかにし、関連する工事を中止したと発表しました。
法令違反が確認されたのは、パナソニックホールディングスの子会社で、地域の販売店から大型の家電製品の設置を請け負っている「パナソニック コンシューマーマーケティング」です。
発表によりますと、家電製品の設置工事のうち、エアコンやテレビ受信用アンテナの設置工事では、「主任技術者」と呼ばれる国家資格の担当者の配置が義務づけられていますが、一部の工事では配置していなかったということです。
これを受けて会社では、弁護士でつくる外部調査委員会を設置して、こうした対応が始まった経緯や法令違反の状態のまま済ませた工事の件数などについて調べることにしています。
そして、委員会による調査結果がまとまるまでの間は、エアコンやテレビ用受信アンテナ、壁掛けのテレビの設置工事を中止しているとしています。
パナソニック コンシューマーマーケティング法務・コンプライアンス推進部の松田誠治 部長は「お客様をはじめ、関係者にご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。調査に全面的に協力していきたい」と話しています。

・月桂冠、最大３万件の個人情報流出か 不正アクセス被害
＜京都新聞　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/800042
　清酒大手の月桂冠（京都市伏見区）は、４月２日に確認されたサーバーへの不正アクセスで最大約３万件の個人情報が流出した可能性があると２６日発表した。現時点で具体的な被害は確認していないとしている。
　流出した可能性があるのは、通販サイトの顧客や取引先、株主、従業員の住所、氏名、電話番号など。同社の調査では、データの復旧と引き換えに「身代金」を要求するサイバー攻撃「ランサムウエア」とみられるという。
　同社によると、不正アクセスでサーバーが停止し、一時受発注ができなくなった。今後はパスワード管理の厳格化など安全対策を強化するとしている。
　対象者に順次連絡し、説明している。問い合わせ窓口（０１２０）６２３５６１。

◇*事故、事件の続報*
・水道に異物混入、水質異常なく給水再開へ 京都・井手の支援学校、異物は砂や鉄さび

＜京都新聞　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/799662

井手やまぶき支援学校（京都府井手町井手）で水道に異物が混入した問題で、同町は２５日、水質に異常がなかったとして２６日から給水を再開すると発表した。

同町は今月１４日から給水を停止していたが、検査の結果、異物は砂や配管の塗布物、鉄さびだったと分かった。水質にも異常がなかった。

同町上下水道課は「学校建設の際に新設した水道管が原因と考えられる。児童、生徒をはじめ、保護者や学校関係者の皆様におわびします」と謝罪した。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・石綿被害救済 一部遺族に個別通知なし 国、委託業者確保できず

＜毎日新聞　2022 年 5 月 26 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220526/k00/00m/040/146000c

アスベスト（石綿）が原因だと気付かずに死亡し、労災申請の時効が過ぎた労働者の遺族を救済する制度を巡り、厚生労働省は対象となりうる遺族に申請を促す「個別通知」を一部の地域でしか実施していなかった。支援団体や同省への取材で判明した。関連業務を委託する業者を確保できなかったことが理由。支援団体は「救済から漏れた遺族がいる可能性があり、国の怠慢だ」と批判している。

石綿は吸い込んでから中皮腫や肺がんなどを発症するまでの潜伏期間が 15～50 年と長く、被害を認識していない患者や遺族も多いとされる。国は 2006 年施行の石綿健康被害救済法で、労災補償の請求権が時効となる死後 5 年を過ぎても、原則年額 240 万円の遺族年金か、1200 万円の一時金を給付する「特別遺族給付金」の制度を設けた。

2 度の法改正を経て、給付金の申請期限は 22 年 3 月 27 日まで延長された。支援団体は「周知が十分ではない」とさらなる延長を求めたが、再延長されなかった。

石綿関連疾患の中でも、中皮腫の多くは石綿が原因とされる。厚労省は死亡届などから中皮腫で死亡した人を調べ、給付金を受給していない遺族に申請を促す「個別通知」を計画。期限まで 8 カ月に迫った 21 年 7 月、調査業務を委託する業者を公募した。

しかし、参加業者が集まらなかったとみられ、落札業者はゼロ。同年 10 月、全国を 8 地区に分けて入札をやりなおしたが、7 地区では業者を確保できなかった。結局、関東甲信越地区（10 都県）のみ業者が決まり、約 430 人の遺族に個別通知。厚労省の担当者は「（7 地区では）落札にいたる業者がいなかったが、インターネットなどでも周知しているので問題はない」と説明する。

支援団体「アスベスト患者と家族の会連絡会」（兵庫県尼崎市）の斎藤洋太郎事務局長は「本人や遺族は被害に気付きにくく、権利があるのに給付を申請していないケースは全国に多くある。国は制度を延長し、改めて被害を受けた可能性のある全ての患者、遺族に周知すべきだ」と話す。

国会でも延長を求める声が高まり、5 月 17 日の衆院本会議で申請期限を 10 年延長し、32 年 3 月 27 日までとする改正法案が可決された。今後、参院で審議される。

石綿は耐火性や断熱性が高い繊維状の鉱物。06 年に国内で使用が原則禁止されるまで、建設現場などで幅広く使われた。厚労省によると、石綿と疾病の因果関係が認められ、20 年度までに労災保険給付の支給決定を受けた患者や遺族は 1 万 8427 人に上る。

・遺族補償の支給認めず、山口地裁　三菱下関造船じん肺巡り

＜共同通信　2022 年 5 月 25 日＞　https://nordot.app/902106022049529856?c=39546741839462401

三菱重工業下関造船所（山口県下関市）の下請け会社の作業員だった男性が、粉じんを吸い込んでじん肺を発症し膵臓がんで死亡したのに、下関労働基準監督署が遺族補償を不支給としたのは不当だとして、遺族が不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、山口地裁（山口格之裁判長）は 25 日、請求を棄却した。

山口裁判長は判決理由で「じん肺ががんを引き起こしたことを示す証拠はない」と指摘した。

遺族側は「膵臓がんはじん肺による肺機能の低下に関連しており不支給は違法」と主張。国側は「じん肺と死亡との因果関係は認められない」と請求棄却を求めていた。

・配置換えもできない…パワハラ防止義務化で模索する中小
＜日経新聞　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD282LS0Y2A420C2000000/
職場のパワーハラスメントを防ぐ改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が４月から中小企業にも適用された。大企業に続いて中小でも防止策が義務付けられ、パワハラに当たる行為の周知や事後対応・処分方針の規定、相談窓口の設置などが求められるようになった。ただ労働問題に詳しい専門家からは「中小ならではの難しさがある」といった声が聞かれる。
「パワハラ防止法？　国のサイトは見ないし、全く知らなかった」。東京...
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年5月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25908.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年5月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25907.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年５月26日版）
＜厚生労働省　2022年5月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25892.html
---
[対策・予防]
◇省庁発表
・第 85 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和４年５月 25 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年５月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=oVtWZ7PqdAMXQvszY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・初回接種（１回目・２回目接種）についてのお知らせを更新しました。
＜厚生労働省　2022 年５月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1VYab3keg0ZTPQ9Y

◇マスク
・マスク、屋外ではほぼ不要と政府が決めても「結局外せない」？
もうすぐ夏、今年はどうする
＜共同通信　2022 年５月 26 日＞　https://nordot.app/901755067257470976?c=39546741839462401
　マスク着用を巡る議論に、政府がついに“終止符”を打った。２３日、新型コロナウイルス対策の指針「基本的対処方針」を改定し、マスクを外せる具体的な例を提示した。読む限り、屋外ではよほど人が密集していない限り、ほぼマスクは不要であるように思える内容だ。政権幹部はこれまで慎重姿勢を崩さなかったが、夏本番を前に「コロナ疲れ」する国民の声に押し切られた形だ。
　ただ、その後も首都圏在住の記者が見る限り、多くの人々は屋外でマスクをしている。背景には「着けないと人の目が気になる」という同調圧力を感じる人や、コロナ時代の新しいマナーだと見る向きがありそうだ。マスクと迎える３年目の夏を、私たちはいったいどう過ごせばいいのだろう。
****
[3] *その他の感染症*
◇地方に波及する梅毒パンデミック　年内に１万人感染の可能性も
＜月刊ゲンダイ　2022 年５月 26 日＞　https://hc.nikkan-gendai.com/articles/277651
「梅毒」の感染拡大が止まらない。主に性行為で感染するこの感染症の全国患者数は2013年に1000人に過ぎなかった。
　ところが、16年には4518人、昨年は7873人となった。今年も第18週（～5月8日）までに3339人となり、昨年同時期を大きく上回っている。しかも新規感染者が地方都市に広がっているという。「性感染症　プライベートゾ

ーンの怖い医学」（KADOKAWA）の著者で日本性感染症学会の功労会員でもある「プライベートケアクリニック東京」の尾上泰彦院長に聞いた。

「梅毒患者数は目に見えて増加しており、強い危機感を覚えています。梅毒は全件数を1週間以内に届け出さなければならない5類感染症に指定されています。昨年の第18週（～5月9日）までが2048人に対して、今年の第18週では3339人。1291人も増えた。この調子でいけば年間9600人以上、悪くすると1万人に達するかもしれません」

特筆すべきは東京の患者数だ。昨年の第18週時点では690人だったのが、今年は第18週までに1028人と大きく増加した。これには2つの理由が考えられるという。

「東京では新型コロナ感染症の新規陽性者数が昨年11月24日の5人が今年2月2日には2万1562人まで増加、4月末まで5000人を超える日が続いていました。感染後の後遺症も話題になったこともあり“濃厚接触”を避けて減るかもしれないとの期待がありました。しかし、感染しても重症化しない、と考える人が増えたせいか、逆の結果になりました」

もうひとつは梅毒患者のカウントの仕方にもよるという。

「注意したいのは感染者数は届け出た医療機関の所在地でカウントされることです。“地元で梅毒だと知られたくないので大都市の医療機関を受診した”という人も多い。東京はもちろん大阪などの増加数は周辺地域に住む患者さんの増加分が反映された結果とも言えます」

それだけ、梅毒感染は地方に広がっているということだ。ちなみに、埼玉は80人から144人、千葉は75人から88人、神奈川は75人から138人と増加している。

それ以外では北海道は52人が117人、宮城は28人から34人、静岡は36人から71人、愛知は144人から211人、大阪210人から366人、兵庫66人から95人、広島は40人から122人、福岡県も80人から121人、熊本は33人から49人と増加している。

■注射1本で治療は完結

これまで報告数が少なかった県でも感染者数は増えている。

鹿児島では、昨年同時期に9人だった感染者数が今年は45人と5倍となった。岡山も29人から45人へと増えている。一方、高知は25人から17人に。宮崎は36人から23人へと減少している。

「実数だけではわかりにくいのですが、2021年のデータをもとに人口100万人当たりの梅毒患者数を調べると高知、岡山、宮崎は大阪並みでした。その危機感から高知、宮崎は減らしているのかもしれません」

男女比では20代までは女性が多いのに対して30代以降は逆転。男性の方が多い。

実際に22年第19週（～5月15日）の東京都の梅毒患者報告数を男女別に見ると、10代（男性6人、女性31人）、20代（同179人、258人）までは女性が多いのに対して、それ以降は逆転。30代（同201人、59人）、40代（同191人、21人）、50代（同119人、10人）、60代（同31人、0人）、70代以降（同7人、0人）となっている。

梅毒は妊娠中に感染すると、母体を通じて胎児に障害が出たり、死亡することもある。

「日本産婦人科医会が行った妊娠中の梅毒感染症に関する実態調査（15年10月～16年3月）によると、19歳以下の妊婦の場合の感染率は537分の1に対し、20代は2449分の1、30代は8091分の1、40代以上は6012分の1と、若い女性の分娩妊婦の梅毒感染率が高くなっています。梅毒に感染した母体から胎児への感染リスクは60～80％と非常に高くなります」

梅毒は3～6週間の潜伏期間を経て性器にしこりや潰瘍ができ、放置すると全身に多様な皮疹、粘膜疹などが出現。脳や心臓に障害が出て最後は死亡する。

「いまは梅毒の世界標準治療である『ベンジルペニシリンベンザチン筋肉注射薬』（ステルイズ水性懸濁筋注）が承認され、注射1本で治療が完結することも可能です。恥ずかしい、めんどくさいなどと思わずに心当たりのある人はすぐに受診してください」

◇*感染症「サル痘」*

・「サル痘」患者 200 人以上確認 欧米各国 ワクチン確保進める

＜NHK　2022 年 5 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220526/k10013643921000.html

---

◇*高病原性鳥インフルエンザ*

・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 20,23 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111147.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220526.html
****

[4] 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省令第 47 号）

［官報］　令和4年5月26日　号外　第112号　13～14頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220526/20220526g00112/20220526g001120013f.html

〇国土交通省令第 47 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年５月 26 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（硫黄酸化物放出低減装置の基準）
第四十三条の二　法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定める硫黄酸化物放出低減装置の技術上の基準は、次のとおりとする。
一　（略）
二　次の表の第一欄に掲げる装置の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる内容を、同表の第三欄に掲げる頻度で、同表の第四欄に掲げる方法により記録できるものであること。
<table>
<tr><th>装置</th><th>内容</th><th>計測頻度</th><th>方法</th></tr>
<tr><td>排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の<u>濃度並びにその比率</u>を連続して測定できる装置（以下この</td><td>硫黄酸化物放出低減装置の入口における硫黄酸化物の低減に使用する洗浄水（以下この表において単に「洗浄水」という。）の圧力及び流量</td><td>一万秒に三五回以上</td><td>記録装置による記録</td></tr>
</table></td><td>（硫黄酸化物放出低減装置の基準）
第四十三条の二　法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定める硫黄酸化物放出低減装置の技術上の基準は、次のとおりとする。
一　（略）
二　次の表の第一欄に掲げる装置の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる内容を、同表の第三欄に掲げる頻度で、同表の第四欄に掲げる方法により記録できるものであること。
<table>
<tr><th>装置</th><th>内容</th><th>計測頻度</th><th>方法</th></tr>
<tr><td>排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の<u>濃度</u>を連続して測定できる装置（以下この表において「連</td><td>硫黄酸化物放出低減装置の入口における硫黄酸化物の低減に使用する洗浄水（以下この表において単に「洗浄水」という。）の圧力及び流量</td><td>一万秒に三五回以上</td><td>記録装置による記録</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

表において「連続確認装置」という。）を備えない硫黄酸化物放出低減装置	硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差		
	燃料油燃焼装置の負荷		
	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度		
	排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度並びにその比率	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録
連続確認装置を備える硫黄酸化物放出低減装置	硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録
	硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差		
	燃料油燃焼装置の負荷		
	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温		

続確認装置」という。）を備えない硫黄酸化物放出低減装置	硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差		
	燃料油燃焼装置の負荷		
	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度		
連続確認装置を備える硫黄酸化物放出低減装置	硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量	一日に一回以上	記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録
	硫黄酸化物放出低減装置の入口における排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差		
	燃料油燃焼装置の負荷		
	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温		

	度		
	排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度並びにその比率	一万秒に三五回以上	記録装置による記録
（略）			

三（略）

２　（略）

３　洗浄水を船外に排出する硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、次に掲げる基準に適合する監視記録装置を備えなければならない。

一　（略）

二　前号イからハまでの事項を一万秒に百十一回以上の頻度で記録することができるものであること。

三　第一号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。

四　（略）

	度		
	排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度	一万秒に三五回以上	記録装置による記録
（略）			

三（略）

２　（略）

３　洗浄水を船外に排出する硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、次に掲げる基準に適合する監視記録装置を備えなければならない。

一　（略）

（新設）

二　前号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。

三　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に船舶所有者又は船舶所有者から硫黄酸化物放出低減装置の設置を請け負った者に対し引き渡された硫黄酸化物放出低減装置であって、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に設置されたものの技術上の基準については、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該硫黄酸化物放出低減装置につき施行日以後にその全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（当該硫黄酸化物放出低減装置にあらかじめ用意された予備品との取替え又は当該硫黄酸化物放出低減装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）を行ったときは、この限りでない。

****

[5] ***医薬品等***

◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 186 号）

［官報］　令和 4 年 5 月 26 日　号外　第 112 号　22～23 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220526/20220526g00112/20220526g001120022f.html

○厚生労働省告示第 186 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和 4 年 5 月 26 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―改正された生物学的製剤の名称のみ抜粋、記載した。＜ACSES 事務局＞―

医薬品各条

（略）

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

****

[6] ***環境安全関係***

◇（仮称）動鳴山風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111086.html
---

◇川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポートに対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111082.html
****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(バッテリー交換式 EV とバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業）の公募開始について
＜環境省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111117.html
---

◇令和３年度（補正予算）環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業）の２次公募について
＜環境省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111101.html
---

◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業)のうち、「水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業」及び「水素利活用機器導入促進及び社会実装支援事業」の公募開始について
＜環境省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111096.html
****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会 汚染物質等専門調査会（第５回）の開催について　　６月２日
＜内閣府　2022 年 5 月 26 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/osen_tou/annai/osen_annai_5.html
（１）カドミウムの食品健康影響評価について
（２）その他

・食品安全委員会（第 860 回）の開催について　　5 月 31 日
＜内閣府　2022 年 5 月 26 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai860.html
（１）令和３年食中毒発生状況の概要について
（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・農薬　４品目
ピリプロキシフェン、フルピラジフロン、フルミオキサジン、メトキシフェノジド
・農薬及び動物用医薬品　１品目
イソプロチオラン
・動物用医薬品　１品目
モサプリド
・動物用医薬品　１品目（評価要請の取下げ）
スルファチアゾール
・動物用医薬品　１品目（削除）
スルファチアゾール
・動物用医薬品　２品目
クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散２％）
牛ウイルス性下痢ウイルス（N^{pro} 及び E^{rns} 遺伝子欠損１型・２型）生ワクチン（ボベラ）
・遺伝子組換え食品等　１品目
ROM 株を利用して生産された α-アミラーゼ

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「イソピラザム」に係る食品健康影響評価について
・農薬及び添加物「フルジオキソニル」に係る食品健康影響評価について
・遺伝子組換え食品等「Komagataella phaffii BSY0007 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について
（４）その他
・厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第7回）　　６月２日
＜厚生労働省　2022年5月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25898.html
（１）個人情報保護法の改正について
（２）「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
（３）　今後の予定
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第5回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第5回））　　６月２日
＜厚生労働省　2022年5月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25895.html
（１）個人情報保護法の改正について
（２）「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
（３）　今後の予定
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第５回）を開催します。　６月２日
＜文部科学省　2022 年 5 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggDac7pc7p17DbF
＜経済産業省　2022年5月26日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45490
1. 個人情報保護法の改正について
2. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
3. 今後の予定
・第７回地層処分研究開発調整会議　　６月６日
＜経済産業省　2022 年 5 月 26 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45489
1. 地層処分研究開発に関する次期全体計画の策定について
2. 研究開発の現状と今後の研究開発計画について
・第22回過労死等防止対策推進協議会（ペーパーレス）開催案内　　６月２日
＜厚生労働省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25654.html
（１）過労死等の防止対策の実施状況及び今後の取組について 等
・アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム（第２回及び第３回）の開催について
第２回：５月 30 日、第３回：５月 31 日　非公開
＜厚生労働省　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25886.html
＜分野別ヒアリング＞
・一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会
・一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
・一般社団法人 日本自動車工業会
・一般社団法人 日本自動車部品工業会
・一般社団法人 日本フードサービス協会
・ＡＮＡホールディングス株式会社
・公益社団法人 日本バス協会
・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

（五十音順）

****

[9] ***海外の化学物質管理情報***　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 586 号　2022 年 5 月 25 日　から＞

〇欧州

・ADR multilateral agreements: Czechia signed M318

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 5 月 18 日＞　https://unece.org/adr-multilateral-agreements

チェコ共和国が標記協定に署名したと掲載された。M318 アメリカ合衆国運輸省が認可した圧力容器の運送(agreement)

→ https://unece.org/fileadmin/DAM/trans/danger/multi/agree.wpf/M318e.pdf

・Competent authorities for transport of dangerous goods - Italy (updated)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 5 月 18 日＞

https://unece.org/transport/dangerous-goods/competent-authorities

標記の情報が更新された。Italy　→ https://unece.org/sites/default/files/2022-05/Italy_updated_05-2022.pdf

・ADR Competent authorities - Italy (updated)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 5 月 18 日＞

https://unece.org/transport/dangerous-goods/country-information-competent-authorities-notifications

標記の情報が更新された。Italy　→ https://unece.org/sites/default/files/2022-05/Italy_2022-05.pdf

・Persistent organic pollutants (POPs)- perfluoroctanoic acid (PFOA)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 5 月 17 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13214-Persistent-organic-pollutants-POPs-perfluoroctanoic-acid-PFOA-en

標記に関する意見募集が開始された。意見募集は 2022/06/14 まで。官報　→

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282022%293731264&qid=1652836042366

・Renewable energy - method for assessing greenhouse gas emission savings for certain fuels

＜欧州委員会(EC)　2022 年 5 月 20 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12713-Renewable-energy-method-for-assessing-greenhouse-gas-emission-savings-for-certain-fuels_en

標記の規制に関する意見募集が開始された。意見募集は 2022/06/17 まで。

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 5 月 16 日＞

https://echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

3 物質について CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案が公開された。 意見募集は 2022/07/15 まで。

対象物質：Dinitrogen oxide、N-1-naphthylaniline; N-phenylnaphthalen-1-amine、Tetraphosphorus trisulphide; phosphorus sesquisulphid

・REACH-IT: April 2022 release

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 5 月 18 日＞　https://echa.europa.eu/-/reach-it-april-2022-release

標記に関するウェビナーが 2022/05/18 に開催され、そのムービーが公開された。

・ECHA Weekly-18 May 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 5 月 18 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-178

・Applications for authorisation - current consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 5 月 18 日＞

https://www.echa.europa.eu/applications-for-authorisation-consultation

REACH 認可対象の 2 物質(chromium trioxide、trixylyl phosphate)に対する 16 件の認可申請が公開され、意見募集が開始された。意見募集は 2022/07/13 まで。

・欧州委員会、欧州連合温室効果ガス排出枠取引の対象である固定設備の 温室効果ガス排出量が 2021 年に 7.3%増加と発表（発表　2022.04.25）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 5 月 18 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47084&oversea=1

○米国

・EPA Seeks Input from Small Businesses on Potential Multi-Pollutant Emissions Standards for Light-Duty and Medium-Duty Vehicles for Model Years 2027 and Later
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 5 月 16 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-input-small-businesses-potential-multi-pollutant-emissions-standards-light
標記に関するパネル会合への参加募集が公表された。参加表明は 2022/05/31 まで。
・Clean Water Act Hazardous Substance Worst Case Discharge Planning Regulations; Extension of Comment Period
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 5 月 16 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/16/2022-10426/clean-water-act-hazardous-substance-worst-case-discharge-planning-regulations-extension-of-comment
標記の提案規則に関する意見募集の期間延長について官報公示された。意見募集は 2022/07/26 まで。
2022/03/28 の官報　→
https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/28/2022-05505/clean-water-act-hazardous-substance-worst-case-discharge-planning-regulations
・EPA Adds Five PFAS Chemicals to List of Regional Screening and Removal Management Levels to Protect Human Health and the Environment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 5 月 18 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-adds-five-pfas-chemicals-list-regional-screening-and-removal-management-levels
PFAS に関して標記の情報が公表された。追加された物質群は５つ（HFPO-DA(GenX)、 PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS)。
・Review of Standards of Performance for Automobile and Light Duty Truck Surface Coating Operations
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 5 月 18 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/18/2022-09590/review-of-standards-of-performance-for-automobile-and-light-duty-truck-surface-coating-operations
標記の提案規則が官報公示された。意見募集は 2022/07/18 まで。 WTO/TBT 通報文書　→
https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-05-16&distributionDateTo=2022-05-20&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1864
・Clean Air Act Advisory Committee (CAAAC): Notice of Meeting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 5 月 19 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/19/2022-10711/clean-air-act-advisory-committee-caaac-notice-of-meeting
標記の公開会合の開催が通知された。バーチャル会議開催日は 2022/06/15（傍聴登録や意見提出は 2022/06/14 まで)、ハイブリッド会議開催日は 2022/09/13 及び 2022/09/14（傍聴登録や意見提出は 2022/09/12 まで)。
・Protection of Stratospheric Ozone: Listing of Substitutes Under the Significant New Alternatives Policy Program; Withdrawal of Proposed Rule
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 5 月 20 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/20/2022-10853/protection-of-stratospheric-ozone-listing-of-substitutes-under-the-significant-new-alternatives
標記の提案規則の全部および一部の要件の取下げが官報公示された。2023/01/01 まで許容される物質としてリストアップされた hydrofluorocarbon 混合物である 3 つの発泡剤が対象。
・アメリカ国立科学財団、ペットボトルの再利用に有効な素材を紹介　（発表日：2022.05.09)
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33672

〇カナダ

・G/TBT/N/CAN/673　Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022

＜カナダ　2022 年 5 月 18 日＞

https://epingalert.org/en/Search/Index?domainIds=1&freeText=chemical&distributionDateFrom=2022-05-16&distributionDateTo=2022-05-19&viewData=G%2FTBT%2FN%2FCAN%2F673

標記の提案規則が WTO/TBT 通報された。対象は、７物質群（PFOS、PFOA、LC-PFCAs、HBCD、PBDEs、DP、DBDPE)。意見募集は 2022/07/28 まで。

〇ウクライナ

・G/TBT/N/UKR/211/Add.1 Draft of the Resolution of the Cabinet of Ministers of Ukraine "On Amending Annex 2 of the Technical Regulation on the safety of toys"

＜ウクライナ　2022 年 5 月 19 日＞

https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-05-19&distributionDateTo=2022-05-22&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F211%2FAdd.1

標記の付属書の改正に関する WTO/TBT 通報が掲載された。対象物質は、アレルゲン性芳香族物質。公布日は 2022/05/14、発効日は 2022/11/14。

〇台湾

・G/TBT/N/TPKM/485/Add.1 Amendments to the Legal Inspection Requirements for Cement

＜台湾　2022 年 5 月 19 日＞

https://epingalert.org/en/Search?domainIds=1&distributionDateFrom=2022-05-19&distributionDateTo=2022-05-22&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTPKM%2F485%2FAdd.1

標記の改正に関する WTO/TBT 通報が掲載された。公布日は 2022/05/17、 発効日は 2022/06/01。

〇オーストラリア

・Chemical added to the Inventory following issue of assessment certificate

＜オーストラリア　2022 年 5 月 19 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemical-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-19-may-2022

工業化学品インベントリー（AIIC)に 1 物質（Silane, trichloromethyl-, hydrolysis products with amorphous fumed cryst.-free silica （CAS RN 121375-93-7））が追加された。輸入または製造等の状況が オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)の評価と異なる場合、 28 日以内の報告が必要。

****

[10] ***その他***

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・受精後の細胞分裂、過程再現成功　放影研、被ばく医療に期待

＜共同通信　2022 年 5 月 26 日＞　https://nordot.app/902350703702540288?c=39546741839462401

広島、長崎両市で日米が共同運営する放射線影響研究所（放影研）が 26 日までに、マウスを使い、受精後の細胞分裂の過程を再現する手法を開発したと発表した。放射線被ばくや化学物質に起因する突然変異の解析に応用し、病気の発症メカニズムの解明につながると見込んでいる。

放影研分子遺伝学研究室の内村有邦室長らは大阪大などと合同で、DNA 配列を調べる次世代シーケンサーを使い、細胞分裂の際に起きる遺伝子の突然変異を検出。変異が全身の細胞に占める割合を測定、解析する手法を開発した。さらにこの手法でマウスの組織サンプルを解析し、受精後の細胞分裂の過程を調べることに成功した。

****

[付録]

◇「やる気のある社員」から会社を辞める当然の事情

＜東洋経済 ONLINE　2022 年 5 月 26 日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/591450

https://news.yahoo.co.jp/articles/243b5131030ad32f0e0a0cea41e1396bd2678c79

厚労省の雇用動向調査によると、令和２年１年間の離職者数が入職者数を上回り(*1)、今、離職対策は多くの企業にとって喫緊の課題となりつつある。なぜ離職者が増えているのか。その理由として“給料が安い会社=離職率が高い”と考えてしまいがちだが、決してそういうわけではなく、離職率が高い会社はほかにも原因があると、経営心理士で公認会計士の藤田耕司は指摘する。

■本当の理由を言わない離職者たち

筆者は経営心理士、公認会計士として、心理と数字の両面から企業の経営改善のお手伝いをしていますが、その中で離職に関するご相談を受けることも多くあります。

その際に、「うちは給料が安いから社員の離職が多い。でも高い給料は払えないから仕方ない」と話され、離職率が高い現状について半ば諦めている方もいらっしゃいます。

私はこれまでの経営改善の経験に基づいて、「離職の心理」について分析してきました。その結果言えることは、離職の本質的な原因は給料以外のところにあることが多いということです。

まず、会社側で把握している離職理由で多いものとして、次のようなものが挙げられます。

・キャリアアップしたい
・仕事が自分に合っていなかった
・実家や親族、友人の仕事を手伝うことになった
・家庭の事情で働くのが難しくなった
・給料や労働条件に不満があった

ただ、離職にあたっては、ごたごたを起こしたくないため、本音としての離職理由を会社に伝えず、角が立たない離職理由を伝える離職者は少なくありません。

では、本音としての離職理由としてはどういうものが多いのでしょうか。

この点について、現場への聞き込みや本人へのヒアリング、アンケートなどの結果、次のようなものが多く見受けられました。

・上司、同僚など、職場の人間関係がうまくいかなかった
・会社の方針についていけない、共感できない
・仕事が面白くない、やりがいを感じない
・会社や業界に将来性を感じない
・給料や労働条件に不満があった
・成長を感じられない、さらなる挑戦をしたい

なかでもとりわけ多いのが、「上司との関係がうまくいかなかった」というものでした。

ある社長からこんな話をされたことがあります。

「うちの会社を辞める人間は、実家や親族の事業を手伝うことになったと言って辞めることが多いんです。実家や親族が事業をやっている人間って、世の中にそんなにいるもんですかねぇ」

私は社長が本当の離職理由が把握できていないと思い、現場への聞き込みをしてもらいました。

その結果、ある管理職の方が部下に対してきつい接し方をしていることがわかり、それが原因で何人も辞めているのではないかという情報が得られました。そして、その管理職の方に事実確認をしたうえで、部下との接し方を改めていただきました。それにより、その後、離職者はほぼ出なくなりました。

もしこういった対応ができていなければ、この管理職の方が原因でその後も離職者が出ていたでしょう。こういった事例はいくつもあります。

本当の離職理由を把握しないまま放置すると、また同じ理由で次の離職者が出ます。そのため、会社は離職者

本人の離職理由を鵜呑みにせず、本当の離職理由を把握する意識を持つことが重要です。

■人間が抱く根源的な「3 つの欲求」

私の経営指導の経験から言えることは、「人は人間が根源的に抱く欲求が満たされない時、離職を考える」ということです。

ここで言う根源的に抱く欲求とは、アメリカの心理学者クレイトン・アルダファーが提唱した「ERG 理論」で示される生存欲求、関係欲求、成長欲求の 3 つを意味します。

「生存欲求」とは安心・安全に生きていきたいという欲求であり、現代では給料や雇用環境が影響します。

「関係欲求」は良好な人間関係を築き、人から認められたいという欲求。

「成長欲求」は苦手を克服し、得意分野を伸ばし、自らの可能性や才能を発揮していきたいという欲求です。

社員はこの 3 つの欲求を満たしてくれる会社、すなわち十分な給料を払ってくれて、良好な人間関係の中で、周囲が自分のことを認めてくれて、自分を成長させてくれる会社で働きたいと思っています。

このうちのどれか一つでも満たされなければ、それが離職の理由となり得ます。

給料と離職率の関係でいえば、給料は生存欲求に関するものです。ただ、関係欲求や成長欲求が満たされない場合でも、人は離職を考えます。

また、厚労省の令和 2 年雇用動向調査結果における「転職入職者が前職を辞めた理由」では、「給料等収入が少なかった」は男性 9.4%、女性 8.8%と 1 割に達していません(*2)。

そのため、よほど給料が低い場合を除き、「離職率の高さの原因は給料にある」という考え方は短絡的と言わざるを得ないでしょう。

では、離職率を下げるため、関係欲求や成長欲求を満たすにはどういう関わりが必要なのでしょうか。

■相手を認めるコミュニケーション

関係欲求を満たす関わりとしては、相手を認めるコミュニケーションをとることが重要です。

具体的には、入社・退社時は挨拶をする、話を丁寧に聴く、共感を示す、感謝やねぎらいの言葉をかける、優れた点や努力の跡が見られる点は褒めるといったことが挙げられます。

ある会社で、同じ仕事をしているのに、ある社員は仕事が面白くないと話し、ある社員は仕事が面白い、やりがいを感じると話していました。

仕事の好みの問題もあるかもしれませんが、両者には明確な違いがありました。

それが、上司の認めるコミュニケーションの有無でした。

前者の上司は部下を一切褒めることがなく、ただ指示を出すだけでした。後者の上司は良くできている点を褒め、「ありがとう」の言葉をこまめにかけていました。

仕事の内容は変えられないから、「仕事に面白さややりがいが感じられない」といった理由で離職されるのは仕方ないと思っている方もいらっしゃいます。

ただ、仕事の面白さややりがいは仕事の内容だけで決まるものではありません。

上司のこういった言葉がけの有無によっても大きく変わるものである、ということを理解しておくことが重要です。

成長欲求を満たす関わりとしては、目標設定と成功体験、フィードバックが重要になります。

ある程度困難な目標が設定され、それをクリアすると達成感が得られます。この達成感によって成長が実感でき、強くモチベーションが高まります。

また、「ずいぶん仕事が早くなったね」「お客様へのプレゼン、うまくなったな。落ち着きも出てきた」などのように、成長の跡を上司が言葉でフィードバックすることでも、自分の成長を感じることができます。

■意識の高い社員を離職させないコツ

特に意識の高い社員は成長欲求を重視し、年収を下げてでも成長できる企業に転職するケースも少なくありません。

意識の高い人材こそ会社の将来を担う人材であり、こういった人材の離職は会社にとって大きなダメージとなります。

ある 30 代後半の男性は、年 1,500 万円以上の給料をもらっていながら、その会社を辞め、年収 1,000 万円で別の会社に転職しました。年収を 500 万円も下げてでも転職した理由を聞くと、彼はこう答えました。

「このままこの会社にいたら自分の成長はない。そう感じたから辞めようと思いました。成長が感じられない仕事をやりながら歳をとるのは本当にもったいないことだと思うんです」。

このように、離職率は給料の内容だけで決まるわけではありません。そのため、私は離職率が高いと悩まれる社長には、次の質問をしています。

・辞められた方は、御社の中で良好な人間関係を築けていましたか？
・上司の方は、その方を認めるコミュニケーションをとっていましたか？
・その方が成長を実感できるような仕事の任せ方、関わり方をしていましたか？

すると、ほとんどの社長はできていなかったと答えます。これらの取り組みをしていないままに、高い給料が払えないから離職率が高いのは仕方ないと諦めていたわけです。

給料を上げなくても、離職率を下げることはできます。そのためにも関係欲求、成長欲求の観点から、人が職場に何を求めているのかを考え、それを満たす関わりをしていただければと思います。

*1「令和 2 年雇用動向調査結果の概要」
*2「令和 2 年雇用動向調査結果の概要(転職入職者が前職を辞めた理由)」
********** 以上 **********